第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	小学校及び中学校の指定学校変更(隣接校選択制)の許可	
根拠法令及び条項	学校教育法施行規則第32条 那覇市立小学校及び中学校における「学校選択制」に関する 要綱第3条及び第4条	

審査基準

学校教育法施行規則

那覇市立小学校及び中学校における「学校選択制」に関する要綱 <別紙のとおり>

標準処理期間	希望申請締切日より60日以内		
所管部署	学校教育部	学務課 (098-917-3505)	
更新日	平成27年4月1日		

<別紙>

学校教育法施行規則

第三十二条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第五条第二項 (同令第六条 において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により就学予定者の就学すべき小学校又は中学校(次項において「就学校」という。)を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。この場合においては、意見の聴取の手続に関し必要な事項を定め、公表するものとする。

那覇市立小学校及び中学校における「学校選択制」に関する要綱 (希望申請できる者)

第3条 希望申請できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1)第5条に定める希望申請の期間内に那覇市に住所を有する者で、那覇市立小学校又は中学校の第1学年に入学する者(以下「新1年生」という。)の保護者
- (2)入学期日の前日までに市内で転居、または市外から転入することが明らかであると那覇市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認める新1年生の保護者(希望申請)

第4条 保護者は、教育委員会に対して、第2条に定める学校の中から希望する学校への就学を申請(以下「希望申請」という。)することができる。

- 2 希望申請は、別に定める希望申請票を教育委員会に提出することにより行うものとし、教育委員会は、希望申請を受けて、この要綱の定めるところにより就学する学校の指定を行う。
- 3 教育委員会は、希望申請をしない保護者に対し、指定校への就学の指定を行う。